

## 〔調査〕 社会的所有と国家的所有\*

## はじめに

社会主義の段階において、社会的所有は国家的所有という形態をとらざるをえないのか、国家的所有は社会的所有の形態でありうるのか、また社会的所有と国家的所有との同一性を確保する条件は何かという問題は、社会主義の現段階で社会的所有はいかに組織する必要がありまた組織しうるか、という問題領域のなかで、最も重要な位置を占める問題だとみることができる。この調査は、このような社会的所有と国家的所有との関連の問題を含んだ一連の議論を考察の対象としている。すなわち検討の俎上にのせられるのは、ソ連・東欧における通説的見解、1968年前後のチェコスロヴァキアの改革をめぐる論争、およびソ連型社会主義における生産手段所有の現状規定にかんする論争の以上3つである。これらの論争は、社会主義の擁護かそれとも資本主義の復活か、あるいはまたマルクス主義かそれとも修正主義かを争そう形で論じられていることに示されるように、厳しいイデオロギー闘争の場に化している傾向がある。この調査では、これら一連の議論の概観を通じて論点の整理を行ない、社会的所有と国家的所有との関連の問題に接近する手掛かりを得ることが目的とされており、調査の一応の結論も仮説の域を出るものではないことを予めことわっておきたい。

なお、後続の議論展開と関係する方法上の留意点について、2点ほどここで前以て述べておくことが多分好都合であろう。第1は所有概念についてであるが、所有とは基本的生産関係であるとか、所有とは生産であるとか、あるいはまた所有とは個性の独自性の肯定であるとかいった諸規定は、ここで提起された問題の考察にとってあまり有効でないという理由で採用されていない。ここでは、所有とは物に対する人間の意思支配の社会的編成であるという考え方方が採用されている。そのさい、この「物に対する人間の意思支配」には少なくとも次の4つの条件が付与されていることに注意する必要がある。すなわち、1) その意思決定において一定の排他性がある

\* 本調査では、資料収集のうえで、一部、本研究所資料調査室の宮地幹夫氏の協力を得た。

こと<sup>1)</sup>、2) その意思が自己の利益を追求する意思であり得るし、また通常そうであること、3) その意思支配の期間が限定されていないこと、4) これら3点について社会的に正当なものとして社会的承認と保証が与えられていること、以上4点がその要件である。

第2に、所有を動態においてとらえ、それは活動であり、プロセス特に取得プロセスであるという見解は<sup>2)</sup>、それ自体として無論誤りではないし、それどころかスターリン的所有觀の一面性の克服の点からみても甚だ重要なと思われるが、しかしそれにもかかわらずこの見解は、社会主義の問題を考察するばあいには、狭隘にすぎるように私には思われる。というのは、動態としての所有を取得プロセスに限定してしまうと、意思実現過程としての取得プロセスにあるいは先行しあるいは並行している意思決定プロセスの存在とその重要性が、皆目明らかにならないからである。この点は従来看過されがちであったようと思われるが、しかし社会主義を考察対象とするばあいには、1つのクルーシャル・ポイントだといえよう。

社会主義のもとでは主要生産手段の所有主体が社会だという点に関して、とくに異論をさしはさむ者は勿論いない。だがそうだとすれば、この社会の規模をいかなる規模でとらえるにしても、すなわち全体としての社会とみるにせよ企業レベルの労働者集団とみるにせよ、社会的所有は多数の人間からなる集団の意思決定を不可欠の構成要素として含むことになる。だがこのような集団による意思決定は、たとえば個人的私的所有などのように

1) 一例をあげると、集権モデルでは、マクロ経済的意思決定だけでなくミクロ経済的意思決定も、もっぱら国家が排他的に決定する権限をもち、社会内部の企業などの他の主体は、共同決定への参加の可能性をもつという意味では排除されないが、特殊的利害にもとづく特殊的意味の獨裁的決定をできないという意味では排除されているから、意思決定における一定の排他性は残る。

2) 東独の見解には、ソ連の通説的見解にくらべ所有を活動プロセスと把握する傾向が強いが、そのばあいでも、このプロセスを主として取得プロセスとみなしがちであり、その中に意思決定プロセスが明確に位置づけられていない。たとえば[38] S. 214, [23] S. 961, [29] S. 976, [37] S. 1298 参照。

意思決定の主体が個人であるばかりにくらべて、はるかに複雑なプロセスであり、そのための特別の社会的メカニズムが必要なことはいうまでもない。それ故、社会的所有の考察においては、意思決定プロセスをなう社会的メカニズムの問題を等閑に付すことは許されないのである。したがって、意思決定プロセスと取得プロセスとからなる社会的所有という構想を、以下の考察の基本的枠組として採用しておくのが適當と思われる。

## I

ソ連型集権的社会主义における所有制度と理論の基本的特徴<sup>3)</sup>のうち本調査と直接関連するのは、1) 社会主义的所有の2形態の存在、その高次の形態としての国家的所有、その低次の形態としての協同組合的所有という位置づけ、2) 国家的所有と社会的所有(全人民的所有)との同一視、3) 生産手段の国家機関による全面的あるいは独占的排他的支配としての国家的所有の3点であるが、このうち最大の焦点は第2の国家的所有と社会的所有との同一視の問題にある。

とくにソ連では、国家的所有と社会的所有(全人民的所有)とが、たとえばスターリン憲法では「国家的所有(全人民的財産)」(第6条)<sup>4)</sup>、新憲法では「国家的(全人民的)所有」(第9条)<sup>5)</sup>と規定されていることに象徴されるように、両者の同一視が文字通り一般的であり、場合によっては「社会主义のもとでの全人民的所有とその国家的形態とのあいだには等号をおくことができるしまたおかなければならない」<sup>6)</sup>と両者の同一性が力説されることもある。しかもこのような同一視のもとで、所有主体としては国家概念が断然強調されるばかりが少くない。たとえば、憲法の規定が生産手段の「所有権の单一かつ唯一の主体は国家である」と解説されたり<sup>7)</sup>、あるいは「国営企業の生産手段と生産物の唯一の絶対権ある所有者は全人民の代表者—社会主义国家である」と主張されたり<sup>8)</sup>、あるいはまたモスクワ大学ツァゴーロフ編『経済学教科書』第2版増補版におけるように、社会主义の所有形態の1つとして国家的所有を説明する箇所で国家だけが所有主体としてあげられ、全人民の方は全く触れられていない、といった具合である<sup>9)</sup>。反対に、「全

人民的所有の唯一の十分な資格をもつ主体」として全人民をあげ、国家機関の方はその代表者にすぎないことを強調した稀な論者としてはH・コレソフをあげることができるが<sup>10)</sup>、しかし彼のばあいでも、「国家は、政治機関であるが同時に経済機関でもあり、大部分の物質的財貨の所有者である」という主張が並存しており<sup>11)</sup>、その見解は必ずしも首尾一貫していない。だが、所有主体としての国家の強調の有無を別とすれば、国家的所有と社会的所有との同一視という点では見解が一致しており、この同一性に疑念をさしはさむような議論は、最近のソ連では地下出版物をのぞけば、皆無といつても過言ではないようと思われる。

ところで他の社会主义国の憲法を一瞥すると、アルバニア(1946年)、ブルガリア(1971年)、チェコスロヴァキア(1960年)、ハンガリー(1972年)、ルーマニア(1965年)、モンゴル(1960年)、中国(1954年)<sup>12)</sup>、北朝鮮(1972年)、ペトナム(1960年)などにおいて、両者の同一視の規定が与えられており、それが意識的に回避されていると推測されるのは、ユーゴスラヴィア(1974年)と東独(1968年)だけである<sup>13)</sup>。ユーゴスラヴィアのばあい74年憲法において「社会的所有の生産手段」という規定がみられるが、その国家的形態についての規定はない(10~12条)<sup>14)</sup>。この事実は、国家的所有の否定とそれにかわる直接的社会的所有の確立、すなわち、「労働者自主管理」制度ならびに全社会的規模の「社会的自治」制度の確立をめざすユーゴスラヴィアの実践の表現だとみることができる。

東独のばあいも、単に人民所有 Volkseigentum とだ

10) [54] стр. 87.

11) [54] стр. 85.

12) 1954年の中国憲法では、第5条で「国家的所有制すなわち全人民的所有制」という規定が与えられていた([2] p. 152)。75年の新憲法でも同じく第5条で生産手段所有制度について一般的規定が与えられているが、そこには全人民的所有制度と集団所有制度の2つが規定されるにとどまっている。ただし第6条には、土地の「国有化」についての規定が見られる(『朝日新聞』朝刊、1978年3月8日)。

13) [2], [3] および [57] 参照。なお、ポーランドの憲法では「国家的所有すなわち全人民的所有」というタイプの規定はないが、生産手段所有制度を規定している第8条には、「全人民の財産」が列挙されており、その中に「国営林」、「国家工業企業」、「国家農業經營体」という形で国家的所有が示唆されている。[3] p. 190, [57] стр. 281.

14) [3] p. 255(第10~12条), [57] стр. 552~3(第6~8条)。

3) 拙稿 [9] pp. 182~8, [13] pp. 332~3 参照。  
 4) [63] стр. 346.  
 5) [64] стр. 9.  
 6) [53] стр. 88.  
 7) [42] стр. 314~5, 345.  
 8) [60] стр. 99, [61] стр. 110. 筆者はともに H. Тяпкин.  
 9) [58] стр. 95~97.

け規定されており(10条)<sup>15)</sup>、両者を等置する規定は与えられていない。この事実には、恐らく、東独における所有論の論調の若干の独自性が反映されているのではないかと推測される。たとえば、1969年9月にドイツ社会主義統一党中央委員会付属社会科学研究所において東独の20周年を記念して開催されたシンポジウムでは、集団著作による基調報告「生産手段の社会主義的所有—東独における社会主義的所有関係の一層の発展」が提出されたが、そこでは、「社会主義的所有は国家的ならびに協同組合的所有として存在するとはい、すべての国家的ならびに協同組合的所有がその本質からみて必ず社会的社会主义的所有であるわけではない」とのべられ、「国家的所有がその本性の点で全社会的人民所有である」ためには「國家が人民の掌中にあり、勤労者の政治組織であるときに」という条件が満たされなければならないことが明示されている<sup>16)</sup>。またグロショフも「社会主義国家が労働者階級の指導下の勤労者全体の政治組織であり、この意味において実現されている……ということによってはじめて、国家的所有は全社会的人民所有になる」<sup>17)</sup>とのべている。これらの議論は、国家的所有と社会的所有との先駆的同一視を拒否し、社会主義下でも国家的所有が社会的所有でないばかりもありうることを示唆し、両者の同一性のために必要な条件を強調しているという点で、また、現実の国家的所有が社会的所有であるか否か分析する視角を含んでいるという点でも、ソ連型の単純な先駆的同一視論とは異なる特徴をもつものである。東独憲法における所有規定の特徴は、このような論調の反映だとみることも可能だといえよう。とはいえるこの論調も、現実の国家的所有の実態分析に立ち入らないという限界をもつ点では、両者の同一視論の枠を越えるものではなく、過大評価をすることはできない。また、以上のような論調とならんで、両者をアприオリに同一視するルフト、クラインらの<sup>18)</sup>別の論調も根強く存在することに留意する必要がある。しかし前者の論調が公然と語られ発表されたという点で、東独の学界状況はソ連のそれとかなり異なる雰囲気を少なくとも当時はもっていたように思われる。

それはともかく、ユーゴスラヴィアを別とすれば、ソ連・東欧において両者の同一視論が基本的に支配的であるように見えるが、ソ連・東独における社会的所有と国

15) [3] p. 133, [57] стр. 218.

16) [23] S. 964.

17) [30] S. 327.

18) たとえば[35], [37] 参照。

家の所有との同一視の理論を検討すると、それは社会主義のもとで社会的所有が国家的所有の形態をとる必然性の論証と、国家的所有の内実が社会的所有であることの論証との2側面から構成されていることがわかる。東独のグロショフらのように両者の先駆的同一視に賛成しない論者はあいでも、前者の必然性に反対しているわけではなく。前者の側面についての通説的見解は、人によって様々な論じ方がされているが、基本内容の点では大同小異であって、大旨次の3点に要約しうる。第1は、社会的所有における社会は、経済運営の主体として「抽象ではなく現実性 не абстракция, а реальность」<sup>19)</sup>であるから、全体としての社会を代表する具体的なセンターを必要とするということである。第2は、このようなセンターになるのは、社会主義のもとでは、国家以外にはありえないという点である<sup>20)</sup>。たとえば先に引合に出したモスクワ大学『経済学教科書』では、人々のあいだに物質的利害に著しい差異がある以上、社会全体のために生産手段と生産物を利用できるのは、狭い職業的、部門的、地方的利害などから自由な機関であり、このような機関となるのは「勤労者の共通の意思と共通の利害を表現する社会主義国家である」といわれているし<sup>21)</sup>、また『ソビエト国家と法』では「全人民の利益と意思を表現する機関」としての国家が生産手段の所有主体として説明されている<sup>22)</sup>。このように、このセンターが国家でなければならない理由の1つは、それが社会を代表する機関だという点にある。第3に、このセンターが国家でなければならないもう1つの理由は、経済管理の政治的性格という点にある。これには、階級闘争が経済建設の場においても行なわれるという点と、たとえ階級対立が解消されても、経済の分野で残存せざるをえない不平等を維持し、全体としての社会の利益を擁護するための強制が必要不可欠だという点<sup>23)</sup>との2点が含まれる。すなわちこのセンターは権力をもつセンターでなければならないという点である<sup>24)</sup>。

以上のように通説的見解においては、社会的所有が国家的所有の形態をとる必然性の論理をセンター・社会代表・強制力という3つの環から構成するのがふつうであ

19) [59] стр. 30.

20) [59] стр. 30.

21) [58] стр. 96.

22) [10] pp. 90~97.

23) これはレーニンのいう「ブルジョアジーのいないブルジョア国家」にあたる(『国家と革命』国民文庫, p. 141)。

24) [5] pp. 246~8, [47] стр. 77~8, [48] стр. 159.

るが、これには、このセンターの大部分が社会的分業にもとづいて社会とは区別された特殊な人間集団から形成されるという点、つまり分業という環をつけ加える必要がある。

社会的所有と国家的所有との同一視の理論の第2の側面、すなわち社会主義のもとで国家的所有は内実として社会的所有であるということの論証は、社会主義国家が労働者階級をはじめとする全勤労者の政治組織という本質をもっている以上、国家的所有は全人民的所有ないし社会的所有であるという命題の提示にとどまるのが常である<sup>25)</sup>。ここでは、国家は社会を実際に代表していかなければならないという規範的命題、国家は実際に社会を代表することができるという可能性の命題、国家は現実に社会を代表しているという現実性の命題などが渾然一体として主張されており、そこには、国家が現実に社会を代表する機関となっているのか否か、現状を分析する視角が閉ざされているという顕著な特徴を見い出すことができる。両者の同一視論の最大の欠陥は、社会的所有が国家的所有の形態をとらざるを得ないと主張した点にあるのではなくて、現実の国家的所有が内実として社会的所有であるということを、分析抜きに安易に主張し、現状弁護論的イデオロギーに墮した点にあるといえよう。

ところで、現実の国家的所有を分析対象として設定しようとするばあい、国家的所有の概念が問題になるが、このような観点からソ連・東欧における国家的所有概念の使用法に注意してみると幾つかの異なった用法のあることがわかる。それは基本的には次の4点に整理することができる。第1は、国家的所有における国家を所有主体とみなす用法であり、たとえば「所有主体としての国家だけが、いかなる条件のもとで、いかなる形態において、いかなる人が国有財産を利用できるか決定する」<sup>26)</sup>とか、「全人民的生産手段の所有主体であるのは社会主義国家である」<sup>27)</sup>とか「国家的所有権の单一かつ唯一の主体は社会主義国家自体である」<sup>28)</sup>とかいわれるばあいで、このような用法を仮に主体説と呼んでおくことにする。

第2は、国家的所有における「国家的」ということを、社会的所有が国家という環によって媒介されるという意味に用いる用法である。たとえば、コルニエンコが「生

産手段は国家装置を媒介にして社会の利益のために利用されており」、「国家的社会主义的所有とは、国家の占有におかれている全人民的所有である」とのべているように<sup>29)</sup>、所有主体としては全人民や社会が指定され、国家は占有者としてみなされるばあいである。この種の用法には、所有主体としての社会が占有者としての国家を媒介にして、生産手段を利用するという考え方が示されており、これは媒介説とでも名づけておくことができよう。なおコルニエンコの占有概念については、彼が「我々が国家の利益と全体としての社会の利益との不一致について語ることができるのは、国家が社会の利益を十分に正確に考慮しえないばあいだけである。全体としての社会の利益とは異なる他の特殊な国家利益は存在しないし、存在しえない」<sup>30)</sup>とのべていることから明らかのように、国家機関による自己の特殊な利益の追求の欠如を前提して占有概念が使用されている点に注意しておく必要がある。この点でコルニエンコの占有概念は、後に述べるヘゲデュスのそれとは異質なものである<sup>31)</sup>。

第3は、国家的所有における国家の内容を政治的に統一された社会・全人民という意味に用いる使用法であり、たとえば「社会主義国家すなわち政治的に組織された2億人民」<sup>32)</sup>とか、生産手段と生産物は「国家すなわち全ソヴェト人民に属する」<sup>33)</sup>などといわれるばあいがそれにあたる。この用法は『共産党宣言』における「国家すなわち支配階級として組織されたプロレタリアート」<sup>34)</sup>という規定の延長線上にあるといえよう。ここでは国家が、統治機関を有し政治的に組織された全人民として把握されており、これを仮に国家・全人民説と呼んでおくことにする。

第4は、国家的所有における国家の内容を、社会を代表する、そして社会とは区別された機関、つまり国家機関とみなす用法であり、たとえば、特殊な諸利害から自由な「機関であるのは勤労者の共通の意思と共通の利益を表現する国家である」<sup>35)</sup>とか、「社会主義国家は…労働者階級ばかりでなく、農民および勤労インテリゲンチア

29) [48] стр. 162. ただしコルニエンコは「全人民的生産手段の所有者としての国家」という言い方を一箇所で行なっている([48] стр. 160)。

30) [48] стр. 162.

31) 本調査 280 ページ参照。

32) [42] стр. 326, 340.

33) [62] стр. 73.

34) [18] p. 55.

35) [58] стр. 96.

25) [51] стр. 21, [44] стр. 100, [35] S. 1544, [37] S. 1300.

26) [58] стр. 95.

27) [41] стр. 83.

28) [42] стр. 314.

の意思と利益の表現機関となる」<sup>36)</sup>とかいわれるばあいに見られる。これはマルクスが『ゴータ綱領批判』で未来社会に関して、「自由とは国家を社会の上位機関から社会の完全な下位機関に変えることにある」<sup>37)</sup>とのべたときに示される用法の延長線上にあるといえよう。ここではこれを国家・機関説と名づけておくことにする。

以上のように一口に国家的所有といっても、その含意には種々あることがわかるが、これは、国家の内容に関しては国家・人民説と国家・機関説との2つに、社会的所有における国家の役割に関しては主体説と媒介説との2つに整理することができる。そうすると国家的所有概念の内容理解としては、一応、次の4つの組合せを考えることができる。1) 国家・全人民説—主体説、2) 国家・全人民説—媒介説、3) 国家・機関説—主体説、4) 国家・機関説—媒介説。このうち第2の組合せは、国家を全人民と理解する以上それが社会的所有の媒介環の位置をもつとは考えられないし、また実際に主張されることもない。第3の組合せは、かなり広く見られる見解であり、たとえば先にあげたモスクワ大学『経済学教科書』や『ソビエト国家と法』などにおいても、国家が社会の代表機関であると同時に所有主体でもあると見なされている。この見解が一面の真理を反映しているとみなしうるとすれば、それは、全人民とか全体としての社会とかいうものが、チェルコヴェツものべたように実は1つの抽象であって、通常は国家機関における意思形成を通じてはじめて社会の共通意思が成立する、換言すれば、国家機関における意思形成を経ていない社会の意思というのは、まだ特定化されていないわば無定形なものにとどまるということを、この見解がとらえている点にあろう。

だがこれには、カチーヒンの次の批判がある。すなわち、社会主義のもとで「所有者であるのは全体としての社会であり、国家はそれを代表するのであって、所有者ではない。国家を所有者と認めることは、厳密にいえば、国家と社会とが同一でなく国家は社会の特殊な機関である以上、社会成員が所有者でないことを意味する」。「だから『国家的』所有と『全人民的』所有という用語を同一概念として用いて、全人民的所有の主体について混同することになってはならない」<sup>38)</sup>というのが彼の批判の要点である。この点についてはカチーヒンの批判の方が正当であって、国家・機関説と主体説との結合には無理がある。というのは、国家機関は、社会の意思形成に寄

与するとはいえ、この意思に従属し、その実現をはかることを任務とするものであって、国家機関の独自の利害にもとづく独自の意思の実現に対して社会的承認が与えられているわけでは決してないからである。このように社会と国家とを峻別する積極的意義は、ソ連・東欧において「国家装置と労働者階級の意思と意識との単純な同一視」<sup>39)</sup>や「社会の客観的必要と国家装置の主観的想定との同一視の傾向」<sup>40)</sup>が問題視されていることに示されるように、国家機関において総括され社会の意思と認められたものが全体としての社会の実際の意思から乖離する可能性が否定できず、たとえば国家機関における意思決定とレファレンダムにおいて示される国民の意思との不一致の可能性が十分にあるという点にある。したがって第3の組合せは、論理的に無理があるという意味でも、それが規範的命題として主張されるばあい国家官僚支配の弁護論になるという意味でも、説得性に欠けるといえる。

そうすると残る選択肢は第1と第4の組合せであるが、両者はいずれも成立しうる。マルクス主義の古典においても国家概念が両様に用いられていることは先にのべた通りであり、したがってそれは主体説とも媒介説とも結合しうるからである。ただ第1の組合せは、国家機関と社会とがアприオリにいわば一体のものとして把握されているのに対して、第4の組合せでは、社会と国家機関との区別が明示されているという相異点は重要である。というのは、ソ連・東欧諸国における現実の国家的所有と社会的所有との異同を分析的に解明しようとするための概念装置として国家的所有概念を使用するのには、国家と社会とをいわば一体視している前者よりも、両者を区別している後者の方が適当だからである。換言すれば、国家・機関説—媒介説を現状分析の枠組として採用し、その結果国家的所有と社会的所有との同一性が証明されたばあいに、そのかぎりにおいてのみ、現状規定として国家・全人民説—主体説を採用することが可能になると思われる<sup>41)</sup>。

39) [34] p. 2.

40) [24] p. 209.

41) ここでは、国家・全人民説を国家機関と全人民とが完全に一体化してしまったものとして解釈しているわけではない。そのようなばあいには、すでに國家が死滅していることになろう。そうではなくて、民主的政治制度の確立によって、国家機関の意思と社会の実際の意思との同一性が基本的に確保されているばあいに、両者の合致という意味で「国家すなわち政治的に統一された全人民」という言い方が可能だと解釈しているにすぎない。

最後に、「国家的所有」についての以上の基本的概念整理にくわえて補足しておかなければならない点がある。それは、生産手段利用にかんする意思決定権の独占を、国家的所有における所有概念の不可欠の要件とみなす傾向が、ソ連・東欧における通説的見解はいうまでもなく、改革派の側においても顕著に見られるということである。その結果、改革派の一部には、一方では国家機関による意思決定権の独占の否定即国家的所有の否定とみなしながら、他方ではそれに代るものとして提起される企業の集団所有における所有概念についてはこの独占を認めないというように、所有概念の用法に首尾一貫しない場合などがみられる。この点については、後に必要箇所で論ずることにする。

ところで社会的所有と国家的所有との同一視を批判する見解は、大まかにいって、次の3つに分類できよう。第1は、社会主义のものでの社会的所有の一般的形態としては国家的所有を否定すると同時に、社会的所有における社会の全体性をも否定ないし欠落させ、集団的所有を主張する見解であり、第2は、全体としての社会による所有という主張を維持しつつ、同時に国家的所有を否定する見解であり、ユーゴの見解がこれにあたる。第3は社会的所有が国家的所有の形態をとる必要性を肯定しつつ、通説的国有觀と両者の通説的同一視を批判する見解である。以下では、第1と第3の見解の紹介と検討を行なう<sup>42)</sup>。

## II

社会的所有と国家的所有との同一視に対する批判的アプローチの1つのあり方は、国家的所有を否定し、社会的所有の形態として協同組合所有などの集団所有を追求する方向である。ユーゴスラヴィアの論者のはあい、全体としての社会の所有という一線を擁護する主張をくりかえしながら、ソ連側の論者によって集団所有化を目論むものと非難され、修正主義呼ばわりされたことは周知の通りである。だから彼らが批判されたのは、集団所有という主張を明言していたことによるのではなく、彼らの主張が事実上集団所有化を意味するというソ連側の解釈にもとづくものであったといえる。これに対して、集団所有の主張を明言したために修正主義者として批判されている論者としては、たとえば、東独のF. ベーレンス、チェコスロヴァキアのJ. フラヴァチ、J. ヴァネル、B. コメンダらをあげることができるが、その数は比較的少ないよう見える。

42) 第2のアプローチであるユーゴ見解の概観は、も

ベーレンスは、『資本論』出版100周年を記念してフランクフルト・アム・マインで開催されたシンポジウムで、経済の非国家化の意図のもとに、通説的見解とは反対に、「集団所有 Gruppeneigentum を国家的所有にまさる社会的所有の形態とみなすことは可能である」とのべ<sup>43)</sup>、東独のハリー・ニックによって、反マルクス主義的構想の1つとして批判された<sup>44)</sup>。だが彼の見解を単純に集団所有の主張とみなすことは困難である。というのは、彼のはあい「社会は、それに属する生産手段の処分権を集団にも『全権委任』することができる、すなわち、その価値生産物を自分で取得しそして社会的ノルマチーフの枠内でそれを自分で分配するために、社会に属する生産手段を社会的委託において管理する生産者集団に『全権委任』することができる」<sup>45)</sup>とのべられているからである。すなわち、彼の見解は社会が自己に属する生産手段を集団に委託するという側面をもっており、一概に社会的所有の否定としての集団所有の主張とはみなされえない。この種の見解については、生産物分配面のみを社会的ノルマチーフで規制するような仕方で、社会的所有の取得過程が組織されうるとみなすのは非現実的である点など、重要な問題点を指摘する必要がある。しかしそれは別として、この種の見解の系譜についてふれておくと、これは同一生産手段に対して全体としての社会の所有とその枠内での下位集団の所有とが重層的に構成されうるとみる一種の分割所有説あるいは部分所有説の流れを汲むものだと見なすことができる。

またチェコスロヴァキアのフラヴァチ、ヴァネルらは、「生産手段と新たにつくりだされた生産物のまさに集団的社会的所有 групповая общественная собственность こそは、現代の生産力発展水準における社会主义的経済関係の適合的表現であり、反対に社会的(国家的)所有 общественная (государственная) собственность は、社会主义国で歴史的に形成されたような生産力の性格と発展水準に十分に照応していない」<sup>46)</sup>、とのべたとされて、国家的所有を社会的所有の低次の形態とみなすこの見解は根本的に誤まっていると、A. リャービン、C. ズドノフ、M. エルモーリン、A. セムченコらによつて非難の集中砲火を浴びせられた<sup>47)</sup>。上の引用は《Poli-

---

っぱら紙幅の都合上、割愛せざるを得なかった。

43) [25] S. 719.

44) [50] стр. 62.

45) [25] S. 719.

46) [33] стр. 324.

47) [49] стр. 71, [55] стр. 11, [44] стр. 100.

*tická Ekonomie*》1967年No.4に掲載されたフラヴァチラの共同論文「社会主義社会における経済関係と所有の問題によせて」の「当該箇所」をズドブノフやエルモーリンらの論文中から孫引したものであるが、彼らは引用箇所の頁数を明示していない。ところがフラヴァチラの論文の末尾には、本文のロシア語による要約がのせられており、そこでは問題の点について次のように述べられている。すなわち「チェコスロvakia国民経済の管理と計画化の新制度に照応して企業の経済的自立性が著しく増大する結果、事実上(経済的観点からみて)いわゆる全人民(主として国家的)所有 *так наз. всенародной* (преимущественно государственной) собственности の社会的-集団的所有(国家企業の所有) *собственность общественно-групповую* (*собственность государственных предприятий*)への転化がもたらされる。この論文でのべられた見解は、生産手段のまさに社会的-集団的所有形態こそが、現代の生産力発展水準にちょうど照応する社会主義経済関係の表現だという点にある」<sup>48)</sup>と。したがって、ここでは「集団的・社会的所有」ではなくて、「社会的-集団的所有」がのべられ、しかも後者は「国家企業の所有」と等置されている。それ故、この「社会的-集団的所有の内容」は、企業による所有が認められるがその企業が同時に国家的所有でもあるという意味に解釈することが可能であり、国家的所有あるいは社会的所有の否定としての集団的所有が主張されているとは一概に言えない。

さらにまた、コメンダは、「一定の企業家の権利をもつ経済的に独立した市場主体として社会主義企業を確立することは、当然、企業が直接的国家的管理から解放される分だけでも社会的所有の国家的形態の解消となってあらわれる。問題になるのは、基本的には、所有形態の変更にあり、まさに、国家的所有形態の企業による所有への変更にある。しかしながら、このような移行が社会的所有の枠内にとどまるようにするための条件をよく研究する必要がある」<sup>49)</sup>とのべている。彼のばあいも、国家的所有から企業所有への移行が社会的所有の枠内にとどまるべきであることが示されている。

以上の概観から明らかになるのは、集団所有や企業による所有の主張が全体としての社会の所有の否定を必ずしも意味するものではなく、したがって集団所有の明言

は、ソ連の論者をはじめとする通説支持者のいうように、一概に全体としての社会の所有の否定だとはみなしえないこと、そして問題関心はそれらの両立という方向にあることである。

これに対して、国家的所有を否定し協同組合所有を主張するさいに、全体としての社会の所有という側面を欠落させる議論の1例としては、平田清明氏の見解をあげることができる。同氏によれば、「国家的所有すなわち全人民的所有」という奇怪なテーゼとは異なり、国家的所有とは「私的所有の普遍的形態」<sup>50)</sup>にほかならず、国家的所有をもって社会主義的所有なるものの第1概念とする社会主義は国家社会主義であり、ロシアの国家社会主義は社会主義の一変種にすぎない。社会主義社会が国家を必要とするのは、あくまでも必要悪としての国家であり、その誕生の日にすでに死滅すべく構成されているものこそ社会主義国家であるのと同様に、社会主義社会における国家的所有は、ただ個体的=共同体的所有そのものへと揚棄されるべき過渡的形態としてのみ、しかもこの揚棄がすでに開始されているかぎりでのみ意義をもつ<sup>51)</sup>。そして国家的所有揚棄後の社会主義的所有の中心的形態となるのは、「アソシエーション的所有」あるいは「協同組合的所有」であり、このアソシエーションとは諸個人の自覚的連合の社会単位、単位集団であり、具体的には企業および企業連合に他ならない<sup>52)</sup>。したがって、現在の社会主義社会のほぼ共通の規定において、国家的所有が第一義的で、協同組合的所有が揚棄されるべきものだということになっているのは間違いだということになる。ただし鉄道、運輸、銀行、保険などは、全国民的再生産の媒介的総括の機能をもつという意味で、模範農業実験所などは模範性、先進性といった意味で、国家的所有として残される<sup>53)</sup>。

この種の見解の第1の問題点は、国家的所有が私的所有の普遍的形態だという理由で、国家的所有を社会主義段階に一般的な、社会的所有の主要形態として認めない点にある。なるほど、ソ連型集権的社会主義のもとでの国家的所有は、それが国家機関による経済的意見決定権の独占となっているかぎりで、意思支配の形態の点からみると、ブルジョア的私的所有と一定の類似性をもつことは確かである。しかしこのことはネップ期のソ連、1968年の経済改革以降のハンガリーが示すように、社

48) [33] стр. 324.

49) Komenda, B., Общественная собственность в рыночной системе, *«Nová mysl»* No. 7, 1969, str. 874. [45] стр. 136.

50) [14] p. 199.

51) [14] p. 337, pp. 199~120.

52) [14] p. 339, [15] p. 75.

53) [15] p. 75.

会主義のもとでの国家的所有に一般的なことがらでは決してない。また同じく国家的所有といつても、資本主義下のそれと社会主義下のそれとでは、経済的内容が質的に異なることはいうまでもないから、経済的内容の差異を捨象し、「私的所有の普遍的形態」としてこれらを一括することは、「法律学的幻想」に陥ることを意味する。さらにまた、「私的所有の普遍的形態」として国家的所有を否定することと、全国民的再生産の媒介的総括機能や模範性・先進性を理由として国家的所有を肯定することとの論理的関係も不明確である。

この見解の第2の問題点は、社会的所有を各企業などの協同組合的所有とみなして、全体としての社会の所有という側面を欠落させることを、マルクスの主張だとして論ずる点にある。平田氏の主張の根拠の1つは、マルクスが『ゴータ綱領批判』で「物象的な生産諸条件が労働者たちの協同組合的所有であるならば、同様に、今日のそれとはちがった消費手段の分配様式が生まれるであろう」<sup>54)</sup>とのべた点にある。これは、なるほど平田氏のいふように、マルクスが共産主義的所有にかんして協同組合的所有という概念を用いていると解釈することもできるが、しかし、これは全体としての社会を「生産手段の共有にもとづいた協同組合的な社会」<sup>55)</sup>とみることを前提としており、またそこでは、「労働者たちが協同組合的生産の諸条件を社会的な規模で、まず自國に国民的な規模でつくりだす」<sup>56)</sup>ことが強調されていることに見られるように、協同組合的所有をただちに個々の協同組合の所有とみることにはかなりの無理がある。また、マルクス自身が社会主義的・社会的所有の主要形態としては、企業レベルの協同組合所有が中心だとのべたことはない。反対に全国民の所有でなければならないと強調していることは、次の例からも明らかであろう。

「1868年のブリュッセルの国際大会で、私の友人の一人は次のようにのべた。『小さい私有財産は科学の判決によって死を宣告され、大きな私有財産は正義によって死を宣告されている。だから残された道は次の2つのうちの1つしかない。すなわち、土地は農業協同組合の所有とならなければならないか、それとも全国民の所有とならなければならないか、そのどちらかである。未来がこの問題を決定するであろう。』私は反対に次のようにいふ。土地は全国民だけが所有できるという決定を、未来はくだすであろう、と」<sup>57)</sup>(『土地の国有化について』)。

54) [19] p. 40.

55) [19] p. 35.

56) [19] p. 50.

しかもマルクスは、この論文の末尾で「農業、鉱業、製造業、一言でいえばすべての生産部門」における「生産手段の国民的集中」についてのべているから、協同組合的所有ではなく全国民の所有という主張は、土地についてだけでなく、すべての生産手段にかんするものだと思われる。

平田氏が企業レベルの協同組合的所有がマルクスの主張だとされるもう1つの根拠は、『フランスにおける内乱』のなかで、マルクスが「…もし協同組合的生産が欺瞞やわなにとどまるべきでないとすれば、もし協同組合の連合体が1つの計画にもとづいて全国の生産を調整し、こうしてそれを自分の統制のもとにおき、資本主義的生産の宿命である不断の無政府状態と周期的痙攣とを終わらせるべきものとすれば——諸君、それこそは共産主義、『可能な』共産主義でなくてなんであろうか」<sup>58)</sup>とのべた点にある。だが、ここには個別協同組合が所有主体だとのべた箇所は勿論含まれていないし、またここでいう「可能」な共産主義が、「協同組合の連合体が1つの計画にもとづいて全国の生産を調整し、こうしてそれを自分の統制のもとに」おこうとした点にあることは明らかである。また先にもふれた『土地の国有化について』では、「生産手段の国民的集中は、合理的な共同計画に従って意識的に行動する、自由で平等な生産者たちの諸協同組合からなる一社会の自然的基礎となるであろう」といわれていて、ここでは生産手段の全国民的・所有が協同組合の前提とされている。

さらに、マルクスやエンゲルスにおける計画的経済運営という構想は、『フランスにおける内乱』からの先の引用箇所や『資本論』の「共同の生産手段で労働し自分たちのたくさんの個人的労働力を自分で意識して1つの社会的労働力として支出する自由な人々の結合体」<sup>59)</sup>という命題に示されるように、またエンゲルスの『共産主義の原理』における、「すべてこれらの生産部門を、全社会によって、すなわち共同の計算で、共同の計画にしたがって、また社会の全員を参加させて経営させる」「協同社会 die Assoziation」という命題や、「あらゆる生産用具を共同で利用し、みんなの合意 Übereinkunft によってあらゆる生産物を分配する、いわゆる財産の共有 die sogenannte Gütergemeinschaft」という命題<sup>60)</sup>に示されるように、全国的規模で単一の共同計画を作成

57) [20] p. 55.

58) [21] pp. 86~7, [14] p. 312.

59) [22] p. 105.

60) [18] pp. 88~9.

し各人がその実現にむけて意識的に行動するという主張が含まれている。従ってその構想では、生産手段利用にかんする社会全員による共同意思決定とこの意思の彼らによる意識的実現という、全社会的規模での勤労者による共同所有という主張がなされるとみる方が適當であろう。

最後に、アソシアシオンとアソシアシオンとの連繋を通じて形成される社会主義社会という構想によって<sup>61)</sup>、国家的所有の回避が可能であるかのようにみなす主張は、単なる幻想にすぎないとと思われる。平田氏自身が依拠される命題、すなわち、協同組合の連合体が1つの計画にもとづいて全国の生産を統制するという命題に従えば、まず1つの計画を作成・決定しそれにもとづいて全国の生産を統制する1つのセンターの存在が前提される。そしてこの計画が社会生活全体に影響するものである以上、このセンターは生産協同組合だけでなく社会のあらゆる分野の勤労者(の協同組合)をも代表するものとならざるをえない。さらに社会主義段階では、このセンターの大部分は、社会的分業にもとづく様々な専門家からなる特殊な人間集団として組織されることになろう。しかもこのセンターは、様々な利害対立の存在する状況下で单一計画を実現するために、一定の強制力をもつ必要も生じてくる。それ故この協同組合の連合体のセンターは、事实上国家機関に他ならないのであり、従って国家機関に媒介された所有として、社会的所有は国家的性格をもたらざるをえない。従ってまた平田構想は、社会的所有の国家的性格を否定し個別協同組合の所有の成立を主張しするものではなく、ただ国家的所有のあり方の問題、特にその内部編成のメカニズムについてある種の示唆を与えるものにすぎない。

総じて平田氏の所説の問題点は、「ソ連型社会主義における国家的所有にたいする批判を社会主義のもとでの国家的所有一般に対する全面的な否定に短絡し」<sup>62)</sup>ただでなく、企業レベルの協同組合所有を主張することによって、全体としての社会の共同所有という規定までも欠落させて、問題の核心を安易に飛び越えてしまったという2点に尽きるといえよう。

### III

チェコスロヴァキアの改革派の主張が、社会的所有と国家的所有との通説的同一視論に対する3つの批判的アプローチのうちいずれの位置を占めるかは、それほど単純な問題ではないように思われる。それは一見すると第

2と第3のアプローチの混合のように見えるが、しかし以下の論述に示されるように、基本的内容の点では、国家的所有を肯定し通説的国有觀と同一視論を批判する第3のアプローチに近いことができよう。

「プラハの春」の改革派の主要メンバーであるセルツキーは、所有関係の新しい構想の構築は、実際には改革全体の鍵となる政治的ならびにイデオロギー的問題であったとのべ、その重要性を指摘している。問題の核心は、改革のために現存社会主義体制の観点からみた適法性の承認を獲得するという狙いであり、具体的には、集団所有化を回避しつつ同時に国家的所有を克服する点にあったといえる<sup>63)</sup>。チェコ改革派の提案した所有の新構想は、生産力発展水準と経済活動の内容に応じて構成される「構成的社会主義的所有」と呼ばれるものであり、その中心は、「非国家的全人民所有 nonstate ownership by all the people」(セルツキー)<sup>64)</sup>、「国民企業 Nationalunternehmen」(コスタ)<sup>65)</sup>にあった。すなわち「構成的社会主義的所有」を構成するのは、第1に、社会の様々な物質的欲望の充足という目標に自己の活動を適合させるべき従来の大部分の国有企業に対して適用される非国家的全人民所有、第2に、運輸・燃料・河川・森林など国民経済の一般的前提条件をつくりだす部門や必ずしも利潤動機で誘導できないような部門に適用される直接的国家的所有、第3に、農業部門や小口および個別の消費財をも生産する工業部門に適用される協同組合所有、第4に、生産力の性格が個人的で手工業的性格の強い分野に適用される小規模私的所有の以上4つである。そしてこの構想では、従来の大部分の国有工業企業は非国家的全人民所有へと移行することになる。この非国家的全人民的所有という概念の実質的内容は、1) 中央計画の枠内での企業活動のオートノミーの承認と、2) 企業における労働者自主管理制度の導入との2点にあるが、前者は、中央国家機関において決定される中央計画と企業活動との結びつきを、中央国家管理機関によるパラメータ管理によって保障しようとする構想である。すなわち、中央国家機関においてはマクロ経済的な基本問題の計画が決定され、企業は収益性最大化基準に従い経常活動に関して自律的に意思決定する権限を与えられるが、中央国家機関はその計画の実現のために価格、利子率、租税、關税、信用供与、その他の経済的レギュレーターを利用して、企業活動を中央国家機関の好みの方向に誘導しようとするものである。さらにこの種の企

63) [39] p. 96.

64) [39] pp. 96~8.

65) [4] p. 224, [36] S. 179.

61) [15] p. 75.

62) [1] p. 62.

業における賃金は、統一的賃金表にもとづいて支払われる部分と、企業活動の結果を考慮して付加される割増部分とから成るが、後者は総賃金の約1/10におさえられ、また最低賃金は国家によって保障されることになっていった<sup>66)</sup>。このようにチェコ改革派の構想では、中央国家機関によって「制御された市場」の導入、それによる「企業のパラメーター管理」の導入が改革の柱として据えられており、ユーゴ見解にくらべて中央国家機関の重要な役割と位置ははっきりと明示されていたといえる。したがって、非国家的全人民所有という概念は、内容上、国家・機関説一媒介説としての国家的所有を否定するものでは決してない。

そのうえ、チェコではユーゴと違って社会主义段階での国家死滅論はとっていないことや、「構成的社会主义的所有」の第2要因として直接的国家的所有が認められていることなどをも考慮に入れるならば、チェコ改革派の主張は基本的内容の点では、国家的所有の枠内にあるとみることができるように思われる。それにもかかわらずセルツキーのように「非国家的全人民所有」と規定したり、第2節で触れたコメンダのように国家的所有の否定としての「社会的所有の枠内の企業による所有」<sup>67)</sup>を提案したりするのは、理論的には、国家的所有における所有概念を独占とみなし、それを国家独占とみなしているからに他ならない。だが、彼らのばあいの「非国家的全人民所有」にしても「社会的所有の枠内の企業所有」にしても、全人民や企業の意思決定権の独占を意味するものでは全くないのだから、彼らの所有概念には首尾一貫性が欠如しているといわざるをえない。

また彼らが「国家的所有」を否定しようとする実際的意味は、仮に企業権限が拡大されたとしても、国家機関の政治的決定によって安易に取り消されたりしたという過去の経験から、企業の一定のオートノミーに法律上制度上の安定性を付与しようとする点にある<sup>68)</sup>。だが「非国家的全人民所有」という規定では企業権限を積極的に明示できないことはいうまでもない。また「社会的所有の枠内の企業による所有」という規定では、企業の権限については明確な規定を与えられるのに対して、「社会的所有の枠内」という点は不分明のまま残るから、「改革全体の鍵」である集団所有化の回避という課題には十分にこたえられないというマイナスをもつ。事実、改革に対する批判の焦点は、まさに事実上の集団所有化すなわち社会的所有の否定という点にあった。

66) [39] p. 99, [4] p. 227, [36] S. 181.

67) [45] стр. 136.

68) [39] p. 95.

たとえば、改革構想に対するチェコの「修正主義」批判は、コスタによると、次の5点に要約できるようである。すなわち第1に、企業権限を中央当局の犠牲において拡大することは、共同の利害を弱め個別の利害を強めることになり、このような分権化は国家的所有の弱体化、事実上の集団所有の導入へと導く傾きをもつこと、第2に、企業による総所得の分配は、資源配分に対する中央の影響力を減殺し、蓄積過程が国家によってではなく集団によって決められることを意味すること、第3に、国家的所有の存在に特徴的な中央管理の賃金政策が損われること、第4に、輸出入関係企業の裁量権限の拡大は、外国貿易の国家独占をそこない、国家的所有形態を弱める結果に陥ること、第5に、国家的所有の存立に逆行する「最も危険な」「最も有害な」歩みは、労働者評議会の設置であり、それは一種の集団的企業所有を強め、国家的所有を弱体化させる上述のすべての傾向を深めること、以上である<sup>69)</sup>。したがってコスタの要約によれば、チェコの「修正主義」批判は、結局、集団所有化の一点に帰着することが明らかになる。また、チェコのフレメルらは、チェコにおける60年代後半の修正主義的所有論の特徴として、国有化により社会的所有の問題がすべて解消済みとみなす傾向と、社会主义的国家的所有を企業レベルに引き下げようとする集団所有化の傾向との2つをあげ、後者を社会主义にとって前者よりもはるかに危険な傾向と位置づけている<sup>70)</sup>。また、チェコ共産党中央委員会の1970年1月の決定においても、改革運動の目的の1つが「社会主义大規模工業生産の分野における全人民的所有から集団所有への移行を立法によって根拠づけようとする点にあった」とのべられているようである<sup>71)</sup>。またソ連のヴェトチノフは、チェコ改革派においては、「分離した、集団的所有者としての各企業が生産手段を独占的に処分し、あらゆる社会的統制の外部でそれを利用する市場モデル」が提案されているとのべた<sup>72)</sup>。

ところで、改革派とその批判派とのこのような対立は、所有タームを用いて表現すれば、国家的所有の否定すなわち非国家的全人民所有あるいは社会的所有の枠内の企業の所有の確立という前者の主張と、国家的所有の否定すなわち社会的所有の否定すなわち集団所有化という

69) [4] pp. 194~5, [36] S. 156.

70) Фремер, М., Колачек, Ф., Шедивец, В., Некоторые черты ревизионизма в политической экономии во второй половине 60-х годов в ЧССР, [45] стр. 52~62.

71) [45] стр. 57~8.

72) [43] стр. 15.

後者の主張との対立といふように要約できるが、そこで争われていた実体的問題点は、企業経営活動の意思決定権を誰が握るかという、計画経済の集権制対分権制といふ対立にほかならない。たとえばチェコのハーバーは、一方では、社会的所有を国家的所有と規定したからといって、経営管理のセントラリズムの程度や中央管理の形態について何も語るものではないとのべたが、しかし他方では、生産構成の選択、企業の固定資産の増減、生産物の分配、価格形成などのようにその結果が明らかに企業生産者集団の枠を越える問題については、企業生産者集団が自分で独立した決定を行なうことはできないとし「極端にはいった企業の経済的独立性は社会的所有の否定を意味する」とのべて、社会的所有の基準から集権制を擁護した<sup>73)</sup>。またフレメルらも、基本的生産条件の社会的独占の解消と社会主義的社会的所有の解体とを同一視した<sup>74)</sup>。またソ連のリャービンは、1968年12月の『経済の諸問題』誌上で、「生産の社会主義的社會化の増大とともに、計画化は益々はっきりと表現された国家的指令的性格を獲得する」とのべて、「国家的指令的性格」を強調し、ユーゴ以外の他の社会主義諸国の若干の経済学者も、国家的全人民的所有の指導的役割に反対して、社会主義のもとでの社会的所有は、市場の自然成長性の支配下での自主管理企業の集団所有としてのみ現われるとなしていとのべ、シーカーの名を示した<sup>75)</sup>。また東独のルフトも、現代の生産過程の社会的性格に照応する全人民的所有にもとづいた企業の結合は、生産全体に対して、「単一工場」の性格を付与するが、すべての企業を統一的国民経済全体に結合することの表現が「国家計画の指令的性格であり、その全般的妥当性と無条件的拘束力である」とのべて、社会的所有と国家計画の指令的性格との結びつきを強調している<sup>76)</sup>。また、ソ連のスーアンらは、チェコ改革で準備されていた『企業法』草案のなかで、企業評議会の義務のうちに「企業の経済発展の構想、経済政策の原則、その実現の統制の原則」の作成が含まれていたことを例示しながら、この法律の目的は、経済発展に対する党と国家の影響を排除し、生産手段の全人民的所有から集団所有への移行を法律的に認証することにあった、と断定している<sup>77)</sup>。最後に、エルモーリンとセムチェンコは、チェコ改革を批判しつつ、「市場社会主義」のもとでは企業が経済活動のプロセスにおいて統一的国民経済発展計画によって結びつけられていない

73) [31] pp. 17, 22.

75) [49] strp. 69, 71.

77) [56] strp. 163~4.

74) [45] strp. 56.

76) [37] S. 1306.

いし集権的国家指導から自由だといふ点に現われている企業の「完全な経済的分離性」と労働者自主管理とをもって、改革を企業生産者集団による生産手段所有の独特な合法化だと評価し、「『市場社会主義』は、事実上、社会主義国における社会主義の漸次的解消と資本主義の復活の仮面をかぶったプログラムなのだ」と非難した<sup>78)</sup>。

以上のような改革に対する批判的見解には、「制御された市場」を「自然成長的市場」と解釈し、「パラメータ管理」を「統一的国民経済計画による企業の結合の否定」や「企業の完全な経済的分離性」と解釈するという非科学的歪曲を別とすれば、経済的意決定権の国家機関による独占と国家計画の指令的性格を社会的所有の国家的形態に不可欠な要素とみなし、企業経営活動に関する意決定権の自主管理企業への移譲をただちに社会的所有の否定・集団所有への移行とみなす短絡的思考が顕著な特徴となっている。これに対してコスタは「高度に集権化された計画化システムのもとでのみ社会的所有は可能であるという命題にはなんら論理がない」とし、「国有財産が、社会の多数者に対して自立化する傾向のある中央当局によって管理されるならば、むしろわれわれが階級社会に見ると似た敵対関係が生じる危険性の方がずっと大きいのである」とのべている<sup>79)</sup>。

以上が、チェコ改革派の新構想をめぐる所有論争の概要である。ここでは、社会的所有の取得プロセスの具体的組織形態に関して鋭い対立が浮きぼりにされており、集権的計画化システムと分権的計画化システムとではいずれが社会的所有に適合的であるかという問題の所在が明示されている。この問題については、社会主義のもとでの所有と計画というテーマのもとで独自の全面的な検討が必要だと思われるが、ここでは次の2点、すなわち1) 意思決定権の社会的編成というレベルでの社会的所有が計画化システムの組織化において果す役割の限界の問題、2) 分権的計画化システムのもとでの社会的所有の特殊性の問題について、簡単にふれておくことにする。

第1の問題について。コスタは高度に集権化された計画化システムのもとでのみ社会的所有は可能であるという命題は何ら論理をもたないとのべたが、このことは同時に分権的計画化システムのもとにおいても社会的所有は可能であるか否かが問われることを意味する。そしてこの問題は、さらに、分権的計画化システム自体が成立可能か否かという側面と、分権的計画化システムが社会的所有の取得プロセスの組織形態でありうるか否かとい

78) [44] strp. 104~5.

79) [4] p. 230, [36] S. 184.

う側面とに分かれる。ところが改革派への批判においては、分権的計画化システムという構想に対して「自然成長的市場」の導入といったレッテルをはって非難するにとどまり、その構想の成立可能性や社会的所有への適合性について、内在的検討を行なっていない。他方集権的計画化システムの可能性や、その社会的所有への適合性については全く当然視されている。しかしこのことは、集権的計画化システムの可能性や必要性の問題が皆無だということを意味するわけでは全くないし、事実、この問題が60年代半以降のソ連・東欧における経済改革の中心問題であったことは、周知の通りである。

この集権的計画化システムや分権的計画化システムの成立可能性という問題自体は、この調査のテーマを越えるものであって、ここで立ち入ることはできない。むしろここで重要なことは、このような問題を設定できるという事実が社会主義所有論においてもつ意味内容という点にある。このような問題の設定可能性は、次のことを含意するといえよう。すなわち、意思決定権の社会的編成という意味での社会的所有——生産手段利用にかんする全社会的規模での共同的意思決定の確立状態——という条件だけでは、経済管理システムを一義的に決定することはできないのであって、少なくとも、いかなる経済管理システムがこの社会的所有という条件を考慮に入れて客観的に成立可能であるかという問題の検討の媒介を経る必要があるということがそれである。換言すれば、意思決定権の社会的編成というレベルでの社会的所有は、国家機関の経済的意思決定権を意味するとはい、この社会的所有という条件だけでは、いかなる具体的問題領域に関して国家機関において意思決定しうるか、その範囲を最終的に確定することができないのである。さらにまた、生産手段利用にかんする全社会的規模での共同的意思決定という意味での社会的所有と、各社会員の欲望充足の最大化を目的とする経済管理システムという選択基準とが適合的であるとしたら、この基準からみていかなる経済管理システムが経済的合理性をもつのかという問題の検討の必要性も残るといわなければならない。したがって上の意味での社会的所有の成立が計画的経済管理システムの必須の前提条件であるとはい、計画的経済管理システムにとっては必要条件の1つにすぎず、それ故、この条件だけでは、その具体的形態を一義的に決定することは不可能である。したがって社会的所有と集権的計画経済制度とを一義的に結合しうるとアприオリにみなす通説的見解は、社会的所有という条件を超過大評価するものであって、論理的に説得性を欠くとい

えよう。

次に第2の問題、すなわち分権的計画化システムのもとでの社会的所有の特殊性の問題について概観する。今仮に、意思決定プロセスにおいて何ら問題がないと仮定し、さらに集権的計画化システムも分権的計画化システムもどちらも成立可能だと仮定したばあいに、それらが社会的所有の取得プロセスの組織形態となりうるか否か、またなりうるとしたらそれぞれのはあいどのような特徴が存在するかという問題がある。まず集権的計画化システムが成立可能であり、国家機関は企業活動に十分な知識をもち、指令情報・報告情報の流れはその有効性を失わないほどスピーディーであり、また特殊利害による情報の歪曲もネグリジブルだと仮定したばあい、社会の一般意思としての中央計画は、企業活動に関する国家機関による意思決定と命令の下達を通じて各企業に割り当てられ、各企業によって実現される以上、社会の意思は生産手段に及び実現されると見ることができる。したがって中央集権的計画化システムは、社会的所有の取得プロセスの具体的組織形態だとみなすことが可能である。このばあい社会的所有は、取得プロセスにおいて、基本的にはいわば一枚岩的構造をもつことになる。

次に分権的計画化システムが成立可能であり、たとえば市場の需給関係に依存する価格パラメーターの変動の自由とそれをレギュレーターとして使用する国家機関による被規定性との矛盾の解決をはじめ、その成立に必要な条件がすべて満たされると仮定したばあい、社会の一般意思としての中央計画は、国家機関がパラメーター操作によって企業の自律的意思決定に働きかけることを通じて実現されるから、やはり社会の意思が生産手段に及び実現されるとみることができる。それ故、分権的計画化システムも社会的所有の取得プロセスの具体的組織形態だとみなすことが可能である。だがこのばあいには、集権的計画化システムのもとでは存在しない別の側面が生じてくることに注意する必要がある。すなわち、分権的計画化システムのもとでは、各企業は自己の利益の最大化を目標にしてその経営活動に関して排他的に意思決定することができ、しかもパラメーター管理が円滑に行なわれ行政的命令による企業活動への干渉が排除されているような理想的状態が存在し、さらに労働者管理制度が導入されているとすれば、企業労働者集団は、自己の特殊な利益を求めて、その経営活動について排的に決定する権限が社会によって無期限に安定的に保障されることになるから、社会主義のもとでの所有概念の4つのメルクマールを仮にその成立のための必要十分条件

とみなせば、そこには企業労働者集団による集団所有という側面の成立を認めることができる。だがこのばかりに留意すべき点は、この集団所有の側面が社会的所有あるいは国家的所有のもとでのその枠内の集団所有にすぎず、社会的所有の否定としてのそれでは決してないということである。だからそのばあいには、一種の分割所有——上級所有としての社会的所有あるいは国家的所有と下級所有としての集団所有との二重構造——の状況が成立し、社会的所有は重層的構造をもつことになる<sup>80)</sup>。したがってまた、ここでは国家的所有概念を維持することが可能でありまた必要となっている。なお、社会主義のもとでの所有概念の成立要件として、意思支配の全面的排他性という条件を付加するならば、分権的計画化システムのもとではそのような主体は存在しないから、生産手段所有も存在しないということになる。したがって所有概念の成立要件のとり方次第で、国家的所有・集団所有の成立を認めるか、いかなる生産手段所有の成立をも認めないかという相異が生じてくることになる。そのいずれをとるべきかは、現実の社会主义建設の理念としてのその有効性という視点から、総合的検討を行なう必要があるが、とりあえず暫定的な感想をのべると、積極的規定を与えることの方がメリットが大なるようと思われる。

ところで、現実の改革構想においては、バラメーターのみによる管理が予定されているわけではなく、それを主としつつもばあいに応じて行政的方法を使用する必要性も多かれ少なかれ認められているのだから、現実の改革の問題としては、バラメーター管理はかなり不安定な面をもっており、社会的所有を分割所有的構造として固定的にとらえることは時機尚早のように思われる。しかしそのばあいでも、分権的計画化システムへの移行にさして、企業レベルでの集団的所有の要素が現実の集権的計画化システムにおけるよりも強化されることは争い難い事実であり、そのかぎりでは改革構想の中に集団所有化の傾向をみるとあながら間違いだとはいえない

80) すでに1919年の段階で、社会化と国有化の問題を考察し、市場利用を考慮した「産業自治」論を唱え、国有化と協同組合所有化との補完可能性を主張し、前者を「上級所有」と位置づけ、社会的所有を重層的構造においてとらえた特筆すべき論者としてK.コルシュをあげることができる([6] pp. 25~63)。なおペトロームの「国家資産と経済単位の所有という二重的性格」([17] pp. 85~6, 145)は、「国家所有と企業単位の占有」という含意にすぎず、ソ連型集権制に適用される概念であって、コルシュのような一種の分割所有論とは全く異なる。

ように思われる。とはいって、この傾向は、改革批判派がいうように社会的所有の否定としての集団所有要素の強化ではなくて、あくまでも社会的所有(国家的所有)の枠内でのその強化にとどまるることは、強調されるべき点である。また一枚岩的構造の社会的所有と重層的構造の社会的所有とのいずれを選択すべきかは、所有論自体からは直接いえないことであって、各社会成員の物質的欲望の最大化という視角や疎外論的視角から、検討すべきより大きな問題だと思われる。

#### IV

チェコ改革をめぐる論争の概観において、検討の俎上にのせられたのは、主として、社会的所有の取得プロセスの問題であったが、このことはチェコ改革派が意思決定プロセスの問題を等閑視していたということを意味するものでは全くない。それは論争を通じてクリアにされた所有論上の対立点がただそこにあったというにすぎない。とはいって、彼らが社会的意思決定プロセスを所有論の問題として明確に位置づけ、現状分析を通じて本格的な検討をくわえたわけでもなかったように思われる。これに対して、所有の意思決定プロセスの視点からソ連型社会主義、特にソ連における国家的所有の現状分析を正面からとりあげ、社会的所有の未成立を結論したのは、周知の通りポーランドのブルスであった。彼は、1969年に書いた「商品物神性と社会主義」という論文中で、商品物神性論を「社会関係のあらゆる形態がもつ物神性にかんする一般理論として受け容れ」、「外的形態のもとに隠された内的連関の探求」を政治の領域に適用し、「現在の政治制度を入念かつ徹底的に分析する」ことを、社会主義における社会科学の第1の課題とみなし<sup>81)</sup>。そしてこの課題への取組みの成果が、1975年に出版された『社会主義的所有と政治制度』<sup>82)</sup>である。

そこで結論は、結局のところ、ソ連型社会主義のもとでは、生産手段は直接に国家の掌中に集中され、国家は経済生活における独占的地位を占めているにもかかわらず、国家機関は完全に社会による政治的統制の外部におかれています<sup>83)</sup>、それ故、そこでの「公的所有は社会的所有となっていない」<sup>84)</sup>、という点に尽きる。このような結論の根拠としてブルスが分析的に述べていることは、次の5点に要約できる<sup>85)</sup>。第1は、単一政党による政治

81) [16] p. 109, [26] p. 67.

82) [27].

83) [27] p. 57.

84) [16] p. 238.

85) ブルスはこれを文献[16] p. 236において4点に簡潔に整理している。

的、組織的、イデオロギー的、情報的独占の結果、国家権力の最高機関たるべきソヴェト制度においてさえ、共産党以外の何らかのグループが影響力を競い合い、自己の政治綱領を提出し、政府政策を批判し、公衆に独立の情報を伝達する可能性が全く存在しないために、ソヴェトは共産党においてすでに決定された政策を住民に伝達する執行機関の地位に陥っており、ソヴェト代議員自体が下から選挙されるのではなく上から選抜されているということである。換言すれば、ソヴェト制度における従属ヴェクトルは、下位に対する上位の従属ではなくて、逆に上位に対する下位の従属になっているということである。第2は、共産党内部においては、公式政綱と異なるものをつくり出そうとするあらゆる形態の組織がたとえ一時的なものでさえ禁止された結果、中央少数幹部が党の人事権を掌握し選挙制度を形骸化させたため、党大会が中央委員会を選挙するのではなくて、中央委員会幹部が党機構の助けをえて大会を選抜する状況に陥ったこと、したがってまた、党自体が少数支配者集団の用具に転化されたことである。第3は、党と国家との一体化の状況において、党機構の意思決定に対する国家機関員の従属が維持され、党の人事権が国家機関にまで及んでいることである。第4は、党機関が労働組合の一般方針を決定するだけでなく、すべての重要な運動と人事を決定していることであり、第5は、人事権と事前検閲によってマス・メディアをも自己の統制下においていることがある<sup>86)</sup>。

ブルスの以上の分析では、国家機関に対する社会の側からの統制の侧面については触れられていない。それ故、この統制は全く皆無なのか、あるいはそれがミニマムでネグリジブルなのか、あるいはまたそれが一定程度存在するが副次的なのか、この点は少しも明らかでない。このことについては注意深く実証研究する必要が残ると思われるが、しかしそれにしてもブルスがそこでのべた民主的政治制度の根幹における歪曲と形骸化の論証はかなり説得的であって、それを否定することは容易でないよう思われる。したがって、ブルスのいうように国家機関が完全に社会の統制の外部におかれているかどうかは別として、この統制が基本的な点で事実上形骸化されており、その実体的内容が著しく損われているという判断は、ほぼ間違いないように思われる。

ブルスのこの分析においては、社会的所有の成立の有無が国家機関に対する社会の統制という概念で考察され

ているが、この問題を生産手段利用に関する社会成員の共同的意思決定というメルクマールで判定するならば、事態は一層明確になる。全社会的の意思決定が社会成員による共同的意思決定だといえるためには、このことはブルス自身も述べていることであるが、社会成員のあいだに多種多様な利害と意思が存在する以上、この独自の利害と意思が社会成員自身あるいはその代表によって対等にたたかわされ、多かれ少なかれ妥協することを通じて、共同の意思に到達するプロセスが少なくとも必要になる。だがこのようなプロセスは、先のブルスの分析にしたがえば、成立する余地が全くないことは明らかである。したがって、社会成員自身による共同的な経済的の意思決定という意味における社会的所有がソ連型社会主义のもとで未成立だという現実評価は、大筋において当を得た見解だとみることができる。そして、民主的政治制度の欠如したところに社会的所有は決して成立しえないという一般命題の真理性は、いくら強調しても強調しすぎることはないように思われる。

そこですぐさま問題になるのは、ソ連型社会主义において社会的所有が形骸化されており未成立だとしたら、いったい誰が生産手段を所有しているのかという疑問であろう。この疑問に対して官僚こそが所有者だと答えたのは、かつてはユーゴスラヴィアのミロバン・ジラスであり、最近ではイタリアのアントニオ・カルロである<sup>87)</sup>。ジラスの見解は、共産主義政治官僚が国有化財産を使用し、享樂し、処分しており、その処分権の独占を通じて高い奉給、高級な家具・アパート・別荘、自動車入手する特権を享受しているということを根拠にして、共産主義政治官僚による集団所有の成立を主張するものであった<sup>88)</sup>。またカルロの見解は、官僚層が経済計画を作成し、生産の方向を決定し、価格を設定し、国民所得を分配し、要するに生産手段を処分するということから出発して、官僚を生産手段所有者とみなしたブルーノ・リッヂの見解を継承するものである。カルロは、官僚層が経済計画の基本的決定を自分自身の利益にしたがって決定する—あまり重要でない譲歩を別として—ことをソヴェト労働者は阻止できないのだから、「どうしてこれを単に管理権 Führungsmacht と名づけて自己の利益

87) ペトレームも、「もしも労働者が国家機関を支配せず、それが官僚と管理者の集団に支配され、労働者大衆の統制、指導に与っていない場合には、生産手段の実質的所有者(生産関係という意味での)はこれら官僚と管理者の一団である」([17] p. 113)とのべている。

88) [8] pp. 60, 72, 75, 80, 137.

そのための処分権 *Verfügungsgewalt*(すなわちまさしく所有)と名づけることができないのかということは1つの謎である」とのべて、官僚層の集団所有の成立を認めている<sup>89)</sup>。そしてシークも、このようなカルロの見解について、この理論は多くの点で正しいことが証明されているとのべて、官僚所有者論への一定の傾斜を示している<sup>90)</sup>。

この種の官僚所有者論の背景には、ソ連型社会主义のもとでの政治官僚の絶大な地位に対する恐怖感のあることは確かであり、この点は多分多くの人の首肯しうるところであろう。たとえばジラスは、「非共産主義制度の国家官僚やその他の官僚は、特殊な層をなすが、共産主義者ほどの権力をふるっていない。非共産主義国家の官僚は、通常は選挙された政治上の主人や所有者を上にいただいているが、共産主義者はそのようなものを上にいただいている」とのべ<sup>91)</sup>、シークも「ソ連に共産主義体制ができ、同時に、内外の重要な反官僚的な要因がなくなってくると、官僚制が史上初めて社会のなかの絶対的な単独支配者となり」「官僚の上に位する生産手段の私的所有者もいまではなくなっているので官僚たちは単独支配者になり」「官僚たちの独裁が全国民を押えつけている」とのべている<sup>92)</sup>。このように経済力と国家権力とを同時に独占している官僚層の支配的地位と特権の享受とについては、疑問の余地のないところである。しかし、そうだからといって彼らが生産手段所有者だといえるかどうかは全く別問題であって、議論の余地が十分に残るところである。

官僚所有者論に対する批判は多々あるが、その1つとして、「国家的所有すなわち全人民の財産」と規定した36年憲法を一早く37年に「この同一視は公式理論の基本的詭弁である」と批判すると同時に、官僚の実態にそくして官僚所有者論をも批判したトロッキーの見解をあげることができよう。彼は、ソヴェトの官僚は株も公債も持ておらず、彼ら自身の特別な財産関係とは無関係に行政上の職階制にしたがって徴募され、補充され更新されるのであり、個々の官僚は国家機関を私的に利用する権利を子孫に伝えるわけにはいかないと述べた<sup>93)</sup>。またドイツチャーチも、官僚は彼らの繁栄や富を彼らの子供たちに遺贈することができず、彼らは資本を蓄積する

89) [28] S. 12.

90) [7] p. 219, [40] S. 257.

91) [8] p. 58.

92) [7] pp. 73, 162, [40] S. 90, 197.

93) [11] pp. 229, 241,

ことも、それを彼らの子孫の利益のために投資することもできないし、彼らは彼ら自身に、あるいは彼らの親類縁者にその地位を永続的に保証することができないということを根拠に、官僚には生産手段所有という基本的特権が欠けていると結論した<sup>94)</sup>。またブルスもジラスの「新しい階級」の概念が文字通りに受けとられるべきだとすれば、この「中央政治官僚層」という階級は、おそらく歴史上最小の搾取階級であるばかりか、わずか数年間のあいだに電光のような速さで成立した階級だということになり、そのような速さで成立したこの小さな階級は未曾有の規模で集積された巨大な生産力をその自由な裁量にゆだねられていることになるとのべ、もしこの「新しい階級」の目的は自身の物質的利益であるというジラスの命題を受け容れるとすれば、この階級の成員の所得は並はずれて高い水準にあり、彼らと他の社会層とのあいだには巨大な所得格差があることが予期されるであろうが、公式および非公式のあらゆる要素の所得を考慮しても、これを裏書する証拠はないとのべた<sup>95)</sup>。最後にコルニエンコも、ブルスらとは別の立場からではあるが、閣僚会議議長にしても、ソ連邦ゴスプラン議長にしても、企業長と同様所有者ではなく、ただ管理の機能を遂行しているにすぎないと述べた<sup>96)</sup>。

たしかに個々の官僚による生産手段所有という命題が問題になりえないことを説明するのには、多言を要しない。というのは経済的意志決定にかかわる個々の官僚の地位は、それがいかに高位であったとしても、またその地位に付随した特権の享受がいかに大きかったとしても、権力闘争による敗北によって、失政による左遷によって、あるいはまた高業績にともなう昇進によって、頻繁に変更される不安定なものである以上、それは所有と呼びうるほどの安定性を持ち合せていないからである。したがって、もし仮に官僚による生産手段所有ということが問題になりうるとしたら、それは共産党や国家の機関についてであろう。というのはこのような機関は、個々のメンバーが絶えず入れ代わっていても、組織としては相変らず存続するからである。ジラスやカルロのいう官僚

94) [12] pp. 175~6.

95) [16] pp. 181~2, [26] p. 95. 従って、彼においては、一方で社会的所有の未成立が、他方で官僚集団の所有の未成立が主張されている以上、「公有は社会的所有になっていない」という時の「公有」概念は、実体的社會關係を把握した概念ではなくて、憲法条文などに規定されている、いわばフェティシズムの概念にすぎないことになる。

96) [48] ctp. 162.

による集団所有という見解も、このような側面からのみ検討する余地が残るようと思われる。このような見解に対してコルニエンコは、全人民的財産を処分している国家機関も所有者ではないとし、その根拠としてソ連邦最高會議や閣僚會議やその他の国家機関が生産手段を処分しているとはいってこの生産手段はこれら機関のそれぞれの利益のために利用されているわけではないということを指摘した<sup>97)</sup>。だが正にこの点にこそ見解の分岐点がある。というのはカルロラの見解の核心は官僚層が経済計画を自分自身の利益にしたがって決定するという点にあるのに対して、コルニエンコのはあい反対に、国家機関が生産手段をそれぞれの利益のために利用しているのではないということを主張しているのだからである。

コルニエンコは国家機関についてしか触れていないが、その中核として憲法において保証されているソ連共産党中央機関をも考慮に入れて問題を検討する必要があり、またこれらの機関の範囲を特定化することが容易でないという問題もあるが、それはともかく、これら中枢機関が生産手段利用にかんする意思決定権を、全体としての社会との関係においても各企業との関係においても事实上独占しているという評価は、大筋において正しいといえよう。さらにまたこの意思決定権の独占に特別の期限が付与されていないことも確かである。そうだとすると、これら機関のこのような経済的意思決定権が所有だとみなしうるためには、少なくとも次の2つの要件がさらに満たされなければならない<sup>98)</sup>。すなわち 1) 自己の利益を追求する意思支配であるという条件と、2) 自己の利益を追求する無期限の独占的意思決定が社会的に正当なものとして承認されているという条件とがそれである。

カルロラとコルニエンコとの対立点は第1要件にかかるが、この問題はきわめて複雑な様相を呈しており、その具体的構造を解明するにはソ連官僚体制についての特別の綿密な検討が必要だと思われる。ここでは暫定的な私見を述べておくより他仕方がないが、その主旨はいずれとも一概には言い難いという点にある。一面では、国家機関にても党中央機関にても法律や綱領・規約や公認イデオロギーに拘束されて、社会的利益の実現のために活動することを義務づけられており、この義務を果しているという条件のもとで各機関はその維持と強化が、機関の各メンバーはその地位の維持と特權の享受が可能になる。たとえば5ヶ年計画や年度計画の遂行実績の評価やそれらの計画の決定にさいして、社会的利益の

97) [48] p. 162.

98) 本調査 p. 265 参照。

実現が様々な形で強調されるのも、このことと関係がある。だが他面では、これらの機関とそのメンバーは、機関の維持・強化や特權の享受といった自己の特殊な利益を追求するために必要なかぎりで社会の利益を考慮するという目的と手段の転倒が生じ、これらの特殊利害によって社会の利益が制限されるという状況が生じる。たとえば経済改革の停滞などはこのような状況の好例であろう。それ故現実は、社会的利益の考慮と特殊的利益の追求とが複雑に錯綜しているのが恐らく実態であって、官僚層が基本的には自分自身の利益にのみ従って意思決定するという断定は、あまりにも事態を単純化しすぎているように思われる。したがって、ソ連型社会主义のもとでは、第1要件はまだ確立されていないのではないかと私は思われる<sup>99)</sup>。また、自己の特殊利益を追求する無期限の独占的意思決定に対して、事実上も法律上も社会的正当性の承認が与えられているわけではないから、第2要件が欠落していることはいうまでもない。したがって、ジラスやカルロラの政治官僚層による生産手段の集団所有という理論は、現状を正確に反映しているとはい難く、説得性に欠けるように思われる。この点では、ハンガリーのヘゲデュスの次の見解、すなわち、社会の様々なメカニズムを通じて管理機構に対する一定の統制行使する可能性が現在の環境のもとでさえ存在するということを理由に、現在の形態の国家的所有を官僚制国家的所有と断定することに反対し、現状を国家管理機関による生産手段の占有と規定し<sup>100)</sup>、この占有を所有権の行使に転化させようと試みる勢力の存在について警告を発している見解の方が、ジラスやカルロラの見解に比較しはるかに説得的だと思われる。

最後に、以上の検討を通じて明らかにしてきたように、ソ連型社会主义のもとでは、一方では生産手段の社会的所有が未成立であり、他方では政治官僚層による生産手段所有も同様に未成立だとしたならば、そこからは、国家的所有イコール全人民(社会)的所有という虚構のもとに、生産手段に対する党・国家中央官僚層による非所有

99) トロッキーは「官僚は、まだ特殊な型の財産形態において、自己の支配のための社会的支柱をつくりだしていない。官僚は自己の権力と所得の源泉として、国有財産を擁護せざるをえない」([11] p. 241)とのべ、「彼らは、プロレタリアートを恐れるかぎりにおいて国有財産を維持しているだけである」([11] p. 242)とのべたことがある。

100) [32] p. 111. ヘゲデュスの占有概念は、コルニエンコのそれと異なり、国家機関による独自的利益の追求の傾向を含意させようとしたものである。

の支配が権力の掌握を支柱として形成されているという現状規定の仮説がでてくることを指摘し、この仮説の実証研究による検証は別の機会に譲ることにして、この調査を終えることにしたい。

西村 可明

(一橋大学経済研究所)

### 参考文献

- [1] 岡稔『社会主义経済論の新展開』新評論, 1975.
- [2] 木田純一編『社会主义国憲法集』中央大学生協出版局, 第1巻, 1975。
- [3] 同上, 第2巻, 1977。
- [4] コスタ, J.『現代の社会主义』野尻武敏監訳, 新評論, 1978。
- [5] コルガーノフ, M.『社会主义社会における所有』上, 宇高他訳, 有斐閣, 1960。
- [6] コルシュ, K.『レーテ運動と過渡期社会』木村・山本訳, 社会評論社, 1971。
- [7] シク, O.『クレムリン』高橋・渡辺訳, 時事通信社, 1978。
- [8] ジラス, M.『新しい階級』原子林二郎訳, 時事通信社, 1957。
- [9] 関恒義編『現代の経済学』下, 青木書店, 1978。
- [10] チヒクワッゼ, V. 編『ソビエト国家と法』ナウカ, 1972。
- [11] トロツキー, L.『裏切られた革命』山西英一訳, 論争社, 1959。
- [12] ドイッチャー, I.『レーニン伝への序章その他』山西・鬼塚訳, 岩波書店, 1972。
- [13] 西村可明「いわゆる『個人的所有』についての一考察」『経済研究』Vol. 29, No. 4, 1978。
- [14] 平田清明『市民社会と社会主义』岩波書店, 1969。
- [15] 平田清明報告「—シンポジウム—所有の概念をめぐって」『現代の理論』No. 60, 1969, 1。
- [16] プルス, W.『社会主义における政治と経済』佐藤経明訳, 岩波書店, 1978。
- [17] ベトーレム, C.『社会主义移行の経済理論』野口祐監訳, 亜紀書房, 1975。
- [18] マルクス・エンゲルス『共产党宣言・共产主義の原理』国民文庫, 1952。
- [19] マルクス『ゴータ綱領批判』岩波文庫, 1975。
- [20] マルクス『土地の国有化について』マルクス・エンゲルス全集, 第18巻。
- [21] マルクス『フランスにおける内乱』国民文庫, 1970。
- [22] マルクス『資本論』マルクス・エンゲルス全集,
- 第23巻 a。
- [23] Autorenkollektiv, Sozialistisches Eigentum an den Produktionsmitteln—die Weiterentwicklung der sozialistischen Eigentumsverhältnisse in der DDR, in: *Wirtschaftswissenschaft*, 7, 1969.
- [24] Bárta, Z., "Socialist Ownership and Marketing," *Soviet and Eastern European Foreign Trade*, No. 3-4, 1970,
- [25] Behrens, F., Kritik der politischen Ökonomie und ökonomische Theorie des Sozialismus, in: *Gewerkschaftliche Monatshefte*, 1967.
- [26] Brus, W., *The Economics and Politics of Socialism*, London, 1973.
- [27] Brus, W., *Socialist Ownership and Political Systems*, London, 1975.
- [28] Carlo, A., Politische und ökonomische Struktur der UdSSR(1917-1975), Berlin, 1972.
- [29] Ebert, G., Koch, G., Matho, Milke, H., Theoretische Grundprobleme der Weiterentwicklung des sozialistischen Eigentums im ökonomischen System des Sozialismus, in: *Wirtschaftswissenschaft* 7, 1969.
- [30] Groschoff, K., Zu Grundfragen des sozialistischen Eigentums an den Produktionsmitteln und seiner Entwicklung in der DDR, in: *Wirtschaftswissenschaft*, 3, 1970.
- [31] Hába, Z., "Socialist Ownership as a Type of Economic Relationship," *Czechoslovak Economic Papers*, No. 15, 1975.
- [32] Hegedus, A., *Socialism and Bureaucracy*, London, 1976.
- [33] Hlavač, J., Vaner, J., К проблеме экономических отношений и собственности в социалистическом обществе, *«Politická ekonomie»* No. 4, 1967.
- [34] Kardelj, E., "Socialist Democracy in Yugoslav Practice," *Annals of Collective Economy*, No. 1, Vol. XXVI, 1955.
- [35] Klein, I., Das gesellschaftliche Eigentum und der Charakter der Arbeit im Sozialismus, in: *Wirtschaftswissenschaft*, 10, 1970.
- [36] Kosta, J., *Sozialistische Planwirtschaft*, Opladen, 1974.
- [37] Luft, H., Sozialistisches Eigentum an den Produktionsmitteln und sozialistische Produktionsverhältnisse, in: *Wirtschaftswissenschaft*, 9, 1972.
- [38] Schüsseler, R., Volkseigentum und Volkseigentumsrecht im Prozeß der Entfaltung des ökonomischen Systems des Sozialismus, in: *Staat und Recht*,

2, 1968.

[39] Selucky, R., *Economic Reforms in Eastern Europe: Political Background and Economic Significance*, New York, 1972.

[40] Šik, O., *Das Kommunistische Machtssystem*, Hamburg, 1976.

[41] Васюнин, М., Экономические формы реализации общенародной собственности на средства производства, в В. Семенов, и. т. д., ред., «Социалистическая собственность и совершенствование форм общественной организации производства», Казань 1974.

[42] Венедиктов, А., «Государственная социалистическая собственность», Москва, 1948.

[43] Ветчинов, И., «Куда ведут теории „рыночного социализма“», Киев, 1978.

[44] Ермолин, М., Семченко, А., Социалистическая собственность и ее буржуазные и ревизионистские трактовки, «Вопросы экономики» № 8, 1970.

[45] Кайе, В. ред., «Критика ревизионизма в экономической теории—Критический анализ правого ревизионизма в ЧССР в 60-е годы», Москва, 1974.

[46] Катихин, О., К вопросу о субъекте общенародной собственности при социализме, в В. Семенов и. т. д., ред., той же книге.

[47] Козлов, А., Общенародная государственная собственность и ее реформистские и ревизионистские критики, «Вопросы экономики» № 6, 1959.

[48] Корниенко, В., Общественное разделение труда и государственная собственность в период перехода к коммунизму, в «Политическая экономия» Ленинград, 1962.

[49] Ляпин, А., Развитие и совершенствование отношений социалистической собственности в СССР, «Вопросы экономики» № 12, 1968.

[50] Ник, Г., «Рыночное хозяйство, миф и действительность» Москва, 1976.

[51] Румянцев, А., О некоторых социологических концепциях современного ревизионизма (статья

первая), «Вопросы философии», № 7, 1959.

[52] Румянцев, А., О некоторых социологических концепциях современного ревизионизма (статья вторая), «Вопросы философии» № 8, 1959.

[53] Румянцев, А., «О категориях и законах политической экономии коммунистической формации», Москва, 1965.

[54] Румянцев, А., и. т. д. ред., «Политическая экономия социализма», Москва, 1969.

[55] Сдобнов, С., Общественная собственность как важнейшая экономическая категория социализма, «Вопросы экономики» № 2, 1969.

[56] Сухин, В., Хворостовский, Н., Критика современных ревизионистов по вопросам использования экономических интересов при социализме, в Н. Колесов ред., «Экономические интересы при социализме и формы их реализации», Ленинград, 1971.

[57] Топорнин, Б., ред., «Конституции зарубежных социалистических государств европы», Москва, 1973.

[58] Цагоров, Н., ред., «Курс политической экономии» издание второе, дополненное, т. 2, Москва, 1970.

[59] Черковец, В., Некоторые методологические вопросы политической экономии в связи с совершенствованием механизма хозяйствования в условиях развитого социализма, в В. Семенов и. т. д., ред., той же книге.

[60] Щафиев, К., и. т. д. ред., «Политическая экономия социализма», Москва, 1960.

[61] Щафиев, К., и. т. д. ред., «Политическая экономия—коммунистический способ производства», Москва, 1963.

[62] Шепилов, Д., Учение о социалистической собственности, «Проблемы экономики» № 4, 1940.

[63] «История советской конституции, сборник документов, 1917~1957», Москва, 1957.

[64] «Конституция союза советских социалистических республик», Москва, 1977.